

Q 派遣先が派遣労働者に通勤手当を支払ってもよいか

A

派遣労働者の雇用主は派遣元事業主ですから、派遣元事業主と派遣先が文書であるか否かを問わず何らかの取り決めを行い、通勤手当を含む賃金の一部を派遣先が支払うことは、賃金の直接払いの原則（労基法 24 条）に反し、または労働者供給事業に抵触することとなるため、禁止されています。

また、派遣労働者が業務上の出張を行うために必要な出張旅費等の経費については、派遣先が負担しなければなりません。